

軽自動車などの廃車や所有者変更

3月中に手続きを

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車やバイクなどを他の人に譲ったり、廃車したりする場合は3月31日(金)までに手続きを済ませてください。廃車などの手続きは、次の場所です。

- 以下・小型特殊自動車 税務課諸係(市役所1階、内線224)、新里支所市民生課(☎742212)、黒保根支所市民生課(☎962111)
- 軽自動車(125cc超250cc以下) 群馬県自動車整備振興会

(前橋市上泉町、☎027・261・0274)

○二輪小型自動車(250cc超) 関東運輸局群馬運輸支局(前橋市上泉町、☎050・5540・2021)

○軽四輪自動車 軽自動車検査協会群馬事務所(前橋市野中町、☎050・3816・3109) 問い合わせは税務課諸係(☎内線224)

小規模修繕工事契約希望者登録

平成29・30年度分定期申請の受け付けを開始

市が発注する契約金額が50万円以下の建築、土木、設備関係の工事・修繕を請け負う希望者の登録申請を受け付けます。登録の有効期間は4月から平成31年3月31日までです。対象は桐生市の建設工事競争

入札参加資格の認定を受けていない業者 申し込みは2月13日(月)から3月10日(金)までに申請書を市役所7階の契約検査課に直接、提出してください。郵送では受け付けていません。

※4月からは、追加で随時受け付けます。申請用紙は、契約検査課のほか、市ホームページに有ります。問い合わせは契約検査課(☎内線549)

屋外広告物条例に関する説明会を開催します

平成29年度から屋外広告物の手続き事務が群馬県より桐生市に移譲される予定です。広告物を表示する際の許可事務などを市で行うにあたり、条例に関する説明会を開催します。

期日=2月6日(月) 時間=午後2時~3時 場所=市役所6階605会議室 問い合わせ=都市計画課景観係(☎内線788)

健康づくり課 専用封筒に掲載する 有料広告を募集

新わたらせ健診・インフルエンザ・各種検診受診券用封筒の有料広告を募集します。

封筒の規格=窓あき「長形3号」(A4判横3つ折用) 広告の掲載規格(1枠)=縦4センチメートル、横9センチメートル、黒1色、封筒裏面

作成枚数=9万2,000枚 掲載料(1枠)=173,600円 掲載枠数=2枠

使用期間=5月から在庫が無くなるまで(1年間程度)

応募対象=当該年度において、納付すべき市税などを滞納していないこと。※規制業種、広告掲載基準、掲載の順位、掲載料に関しては、「桐生市公用封筒広告掲載要綱(要綱)」のとおりです。

申し込み=2月8日(水)から28日(火)までに、申込書を直接健康づくり課成人保健係(☎47・1152)へ。

要綱と申込用紙は、健康づくり課のほか、市ホームページに有ります。

確定申告のお知らせ

所得税、個人消費税などは

2月16日(木)から

桐生税務署では、所得税及び復興特別所得税、個人消費税、贈与税の相談などについての確定申告会場を桐生税務署4階会議室に設置しています。

期間(土、日、祝日を除く) ○所得税及び復興特別所得税 2月16日(木)~3月15日(水) ○個人消費税 2月16日(木)~3月31日(金) ○贈与税 2月1日(水)~3月15日(水) 時間 午前9時から午後5時まで ※受け付けは午前8時30分から午後4時まで

しますので、なるべく午後2時頃までにお越しください。郵送などでも提出できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(http://www.nta.go.jp)

を御利用いただくと、自宅などのパソコンで確定申告書が作成できます。書面を印刷して郵送いただくか、e-Taxで送信してください。なお、e-Taxでの提出には事前準備が必要です。問い合わせは、桐生税務署(自動音声案内☎223121)へ。

市民税、県民税の申告と相談

3月15日(水)まで

2月16日(木)から3月15日(水)まで(土・日曜日を除く)、市役所6階の会議室などで受け付けます。また、一部公民館でも事前に受け付けます。会場や日程、受付時間は広報きりゅう1月号を御覧ください。

マイナンバーが必要です

1の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。また、扶養親族や事業従事者についてもマイナンバーを記載していただく必要があります。詳しいことは、広報きりゅう平成28年12月号で御確認をお願いします。問い合わせは、税務課市民係(☎内線228)へ。

税に関する無料相談

2月23日の「税理士記念日」に合わせて、所得税の還付申告に関する相談と各種の税に関する相談を行います。ただし、申告書の作成などは有料になる場合があります。

期日及び相談内容

2月15日(水) = 所得税の還付申告に関する相談

2月23日(木) = 各種の税に関する相談

時間=午前10時~午後4時

場所=市内の各税理士事務所

申し込み=電話で各税理士事務所へ申し込んでください。

問い合わせは、関東信越税理士会桐生支部(☎44・3301)へ。

農業者の皆さんへ

青色申告をはじめましょう

青色申告は自分の経営を客観的につかむための重要な手段です。

平成29年分の所得から青色申告を行う場合は、3月15日(水)までに、桐生税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象に収入保険制度の導入が決まりました。収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

詳しいことは、農林水産省ホームページを御覧いただくか、関東農政局群馬支局(☎027・221・1826)へお問い合わせください。

納税証明書の請求は オンライン請求が便利

インターネットに接続されたパソコンがあれば、国税に関する納税証明書をパソコンからオンライン請求できます。

オンライン請求であれば、手数料が安価で、窓口での待ち時間も短縮できます。

詳しいことは、国税庁ホームページを御覧いただくか、桐生税務署(自動音声案内☎22-3121)へお問い合わせください。

勤労者生活資金の御利用を

対象は同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に1年以上居住し、市税などの滞納のない勤労者で、次のいずれかの用途に関して資金を必要とする人

資金用途	年利	融資期間
①医療・分べん費 ②修学・資格取得費(教育ローンなど) ③育児休業・介護休業に伴う生活資金	1.8%以内	7年以内 ※据置1年以内可
④冠婚葬祭費 ⑤生活耐久消費財購入費(自動車の購入費など) ⑥交通事故処理費 ⑦災害復旧費 ⑧住宅小修繕	2.0%以内	6年以内

資金使途・年利・融資期間 左表のとおり

申し込みは市内及びみどり市大間々町などの金融機関(横浜銀行と農業協同組合、ゆうちょ銀行を除く)へ。詳しいことは、「勤労者向け制度融資のご案内」を御覧いただくか、取り扱い金融機関又は産業政策課商業・金融係(☎内線583)へお問い合わせください。